

生駒市保護樹木等指定要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、生駒市環境基本条例(平成11年3月生駒市条例第11号)の基本理念にのっとり、本市の良好な自然環境を保全し、及び育成するため、樹木の保護に関し必要な事項を定め、もって人と自然が共生できる都市の実現に寄与することを目的とする。

(保護樹木等の指定等)

第2条 市長は、自ら保護樹木又は保護樹林(以下「保護樹木等」という。)の指定を行おうとするときは、保護樹木等指定同意書(様式第1号)により、樹木又は樹林を所有し、又は管理する者の同意を得るものとする。

2 樹木又は樹林を所有し、又は管理する者は、保護樹木等の指定を受けようとするときは、保護樹木等指定申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地において実態調査等を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により指定を決定したとき、又は前項の規定による実態調査等を行い、別表の基準に基づき指定の可否を決定したときは、保護樹木等指定通知書(様式第3-1号)又は保護樹木等不指定通知書(様式第3-2号)により、その旨を樹木又は樹林を所有し、又は管理する者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識(様式第4号又は様式第5号)を設置しなければならない。

(保護樹木等の管理等)

第3条 保護樹木等を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、保護樹木等が常に良好な状態を保つよう適切な管理に努めなければならない。

2 何人も、保護樹木等の愛護に努めるものとする。

(所有者等の変更の届出等)

第4条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を保護樹木等変更届(様式第6号)により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 保護樹木等を移植しようとするとき。

(2) 所有者等に異動があるとき。

(指定の解除等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

(1) 保護樹木等の所有者等から保護樹木等指定解除申出書(様式第7号)の提出があったとき。

- (2) 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (3) 保護樹木等として相当でなくなつたと認めるとき。
- (4) 公益上の理由その他特別の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定を解除したときは、保護樹木等指定解除通知書(様式第8号)により所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる事由による届出があつたときは、保護樹木等の保護の観点から、所有者等に対して変更の措置を要請することができる。

(助成)

第6条 市長は、保護樹木等の保護及び育成を図るため、別に定める規程により必要な助成をすることができる。

2 前項の規定によらず、他の法令等及び民間団体等による助成等を受けているもの又は受けることになつたものについては、助成しないものとする。

(指導)

第7条 市長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の保護に関し必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

(生駒市保護樹木等指定要綱の廃止)

2 生駒市保護樹木等指定要綱(平成11年3月24日施行)は、廃止する。

(保護樹木等の指定の特例)

3 生駒市環境基本条例附則第2項による廃止前の生駒市環境保全条例第49条の規定によりなされた指定については、この要綱の規定によりなされた指定とみなす。

別表 (第 2 条関係)

保 護 樹 木 等 の 指 定 基 準

	指 定 要 件
保 護 樹 木	<p>健全で容姿が優れているもののうち、市民に広く親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上である樹木</p> <p>(2) 高さがおおむね1.5メートル以上である樹木</p> <p>(3) 株立ちした樹木で高さがおおむね3メートル以上であるもの</p> <p>(4) その他市長が適当と認める樹木</p>
保 護 樹 林	<p>都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 7 条に規定する市街化区域内で本市の良好な自然環境の保全に寄与している樹木の集団で、次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 土地の面積がおおむね 3 0 0 平方メートル以上である樹木の集団</p> <p>(2) 歴史、文化等と結びつきがある樹木の集団</p> <p>(3) その他市長が適当と認める樹木の集団</p>